

# 南あわじ市いじめ対応組織全体構造図

『いじめ防止対策推進法』(平成25年法律第71号) \*以下、「法」と表記  
いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進

「兵庫県いじめ防止基本方針」  
(法第12条)

## 【南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会】

(法第14条第1項) \*教育委員会所管  
いじめ防止等に関する機関及び団体の連携推進  
(年間3回開催)

家庭・地域

## 学校

(児童生徒)

「学校いじめ防止基本方針」  
(法第13条)

いじめ対応チーム

対応

いじめ

対応

円滑な連携

## 南あわじ市教育委員会

「南あわじ市いじめ防止基本方針」  
(法第12条)

調査

報告

## 【南あわじ市いじめ問題対応委員会】

(法第14条第3項及び第28条第1項) \*教育委員会所管  
いじめ防止等のための対策及び重大事態に係る調査  
(年度初めに1回開催、重大事態発生時に開催)

市長

報告

市議会

(必要な場合)  
再調査

調査

報告

## 【南あわじ市いじめ問題調査委員会】

(法第30条第2項) \*市長部局所管  
調査の結果についての調査審議  
(再調査が必要な場合に開催)

：「南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例」で設置

⇒：いじめ重大事態への対応の流れ(重大事態:命に関わる、30日以上欠席等)